

令和8年度 釜石市の人事行政の運営等の状況

市の人事行政運営における公平性と透明性を高めるため、職員の任免、給与、勤務条件等の状況について公表します。

* お問い合わせ先：総務課職員係 TEL：0193(27)8411(内線115)／FAX：0193(22)2686

I. 任免及び職員数に関する状況

1. 職員の採用状況（令和8年度）※令和8年4月1日付採用職員（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	大学卒	短大卒	高校卒		
一般事務	9	3	6	—	18
土木	—	—	1	1	2
助産師	—	1	—	—	1

※令和7年度釜石市職員採用試験（追加募集を含む。）による令和8年4月1日付け採用職員数を計上しています。

2. 職員の退職状況（令和7年度）（単位：人）

定年退職	勸奨退職	普通退職	そ の 他				合計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
0	4	10	—	—	—	—	14

3. 職員数の状況（令和8年4月1日現在）

（1）部門別職員数

（単位：人）

会計	部門		職員数		対前年 増減数	主 　　な 増減理由
			令和7年度	令和8年度		
普通 会計	一般 行政	議　　会	5	5	0	・ 組織の見直し ・ 人事異動 ・ 採用
		総務・企画	103	103	0	
		税　　務	15	18	3	
		労　　働	1	1	0	
		農林水産	17	19	2	
		商　　工	17	17	0	
		土　　木	31	35	4	
	福祉 関係	民　　生	42	42	0	
		衛　　生	20	20	0	
	教育部門		43	44	1	
	小　　計		294	304	10	
公営 企業 等 会計	水　　道		11	11	0	
	下水道		9	10	1	
	その他		31	29	▲2	
	小　　計		51	50	▲1	
合　　計			345	354	9	

(2) 一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師・主事補・技師補	54人	16.4%
2 級	主任	63人	19.1%
3 級	主査	41人	12.4%
4 級	係長	34人	10.3%
5 級	主幹・課長補佐	94人	28.5%
6 級	次長・課長	36人	10.9%
7 級	部長	8人	2.4%
	合 計	330人	100.0%

(注) 1 釜石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4. 定員適正化計画の進捗状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画目標 職員数	403	385	380	375	370	354
実職員数	396	375	363	353	345	354
削減数累計 (対R3)	—	▲21	▲33	▲43	▲51	▲42

II 給与の状況

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (各年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
4 年度	人 30,288	千円 21,754,713	千円 175,417	千円 3,263,035	% 15.0
5 年度	29,556	23,303,343	165,633	3,211,178	13.8
6 年度	28,588	22,669,781	242,040	3,336,204	14.7

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
4 年度	人 328	千円 1,211,201	千円 184,666	千円 485,658	千円 1,881,525	千円 5,736
5 年度	316	1,188,169	160,474	487,068	1,835,711	5,809
6 年度	307	1,218,760	156,500	512,420	1,887,680	6,149

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均年齢及び平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	44.1歳	332,078円
技能労務職	53.4歳	349,608円

4. 職員の初任給状況（令和7年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	221,600円	189,300円
技能労務職	－円	177,000円

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,325円	364,800円	393,520円	397,580円
	高校卒	－	円	360,200円	390,850円
技能労務職	高校卒	－	－	－	－

（注）一般行政職の高校卒・経験年数10年・20年及び技能労務職に相当する該当者はいません。

6. 主な職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者3000円、父母等1人につき6,500円 満22歳までの子11,500円 ※満16歳から満22歳の子には5,000円加算	同じ
住居手当	〔借家・借間〕 ①家賃が12,000円を超えて23,000円まで 家賃－12,000円 ②家賃が23,000円を超えて55,000円まで （家賃－23,000円）×1/2＋11,000円 ③家賃が55,000円を超えた場合 27,000円（最高限度額）	異なる ※最高限度額 28,000円 16,000円～ 28,000円
通勤手当	〔交通機関（バス等）利用者〕 定期券の価格による支給（最高限度額45,000円） 〔交通用具（自家用車・オートバイ等）利用者〕 片道2.0km以上の距離区分に応じ3,000円～31,600円	異なる ※最高限度額 55,000円 2.0km以上 2,000円～ 31,600円

7. 期末・勤勉手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.25	1.25	2.50
勤勉手当	1.05	1.05	2.10

8. 特殊勤務手当の状況（令和7年度）

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	0.0%
支給職員1人当たり平均支給年額	0円
手当の種類	3
手当の名称	防疫作業手当、潜水手当、 死体処理手当

9. 時間外勤務手当の状況

(単位：千円)

年度	支給総額	職員 1 人当たりの支給年額
令和 4 年度	80,890	285
令和 5 年度	98,889	356
令和 6 年度	94,642	361

10. 退職手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分		釜石市		国	
		自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
定年前早期退職加算措置		—	2～45%加算	—	2～45%加算
1人当たり平均支給額		604千円	20,956千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

11. 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	定数	給料（報酬）月額	期末手当
市長	1	792,000円	6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 計 3.45月分
副市長	1	648,000円	
議長	1	392,000円	
副議長	1	338,000円	
議員	16	313,000円	

Ⅲ 勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間の状況（令和8年4月1日現在）※一部施設勤務職員を除く。

1 週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から午後1時まで（1時間）

2. 年次有給休暇の取得状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	一人当たり平均取得日数
11,236日	3659.2日	294人	12.4日

(注) 1 総付与日数は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計です。

2 全対象職員数は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計です。（当該期間の中途に採用された職員及び退職した職員は除く。）

3. 病気休暇及び介護休暇の状況（令和7年度）（単位：人）

区 分			のべ人数
病気休暇	公務上（通勤含）の負傷・疾病		0
	結核性疾患		0
	上記以外の負傷・疾病	3月以内	32
		6月以内	3
介護休暇			2

4. 育児休業及び部分休業の状況（単位：人）

区分	男性 職員	女性 職員	合計
令和7度中に新たに育児休業を取得した職員	3	3	6
令和6年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	4	4
合計	3	7	10
令和7年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	2	2
令和6年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
合計	0	2	2

5. 特別休暇の導入状況（令和8年4月1日現在）

- （1）選挙権その他公民権の行使 必要な期間
- （2）証人等で裁判所等へ出頭 必要な期間
- （3）予防接種・健康診断を受ける場合 必要と認められる期間
- （4）骨髄移植のため検査・入院等 必要と認められる期間
- （5）ボランティア休暇 一の年において5日の範囲内の期間
- （6）結婚休暇 市長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間
- （7）妊娠に起因する障害 10日の範囲内の期間
- （8）母子保健法の保健指導・健康診査 市長の定める範囲内の期間
- （9）妊娠中職員の健康保持 適宜休息・捕食するために必要な時間の範囲内の期間
- （10）妊娠中職員の交通機関通勤の休暇
勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間
- （11）産前休暇 6週間（母性保護の場合8週間、多胎妊娠の場合14週間）以内
- （12）産後休暇 8週間
- （13）生後1年6月に達しない子の保育時間 1日2回それぞれ1時間の期間
- （14）子等の看護休暇 一の年において5日（養育する子が2人以上の場合は10日）
- （15）生理休暇 2日の範囲内の期間
- （16）妻の出産補助 市長が定める期間内における2日の範囲内の期間
- （17）育児参加休暇 妻の出産に伴い子の養育のため 5日の範囲内の期間
- （18）短期介護休暇 2週間以上日常生活に支障のある要介護者の世話 年5日以内
（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
- （19）忌引休暇 親族の区分により最長10日間
- （20）家族の追悼行事 1日の範囲内の期間
- （21）夏季休暇 一の年の6月から10月までの期間内における5日の範囲内の期間
- （22）災害により滅失損壊した住居の復旧作業 7日の範囲内の期間
- （23）災害・事故等による出勤困難 必要と認められる期間
- （24）災害時による退勤途上の危険回避 必要と認められる期間
- （25）不妊治療休暇 年5日以内（特定の治療に係るものは年10年以内）

IV 分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分の状況（令和7年度）

（単位：件）

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績がよくない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	13		13
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制等の廃職により過員が生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
合 計	0	0	13	0	13

（注） 1 当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分を付された場合は、その数を重複して計上する。

2 2以上の処分事由により分限処分を付された場合は、主たる処分事由に計上する。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとして計上する。

2. 懲戒処分の状況（令和7年度）

（単位：件）

処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	1	0	0	0
職務上の義務又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

（注） 1 当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分を付された場合は、その数を重複して計上する。

2 2以上の処分事由により懲戒処分を付された場合は、主たる処分事由に計上する。

V 服務の状況

（令和7年度）服務規律遵守のための取り組み状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、などにより服務規律の遵守に努めています。

（根拠法令）釜石市職員服務規程（昭和43年釜石市訓令第2号）

VI 研修及び人事評価の状況

1. 研修の状況（令和7年度）

研修名称	研修内容	研修対象職員	実施回数	修了者数
新採用職員研修（前・後期）	地公法、服務等	新採用職員	2	6
一般職員研修基礎Ⅰ（初級）	公務員倫理等	採用後1年以上	4	8
一般職員研修基礎Ⅱ（中級）	政策形成の理論等	採用後2年以上	4	14
一般職員研修基礎Ⅲ（上級）	プレゼンテーション等	採用後8年以上	6	13
監督者級研修	JST 基本コース	新任係長	6	7
監督者級選択講座	OJT・コーチング	新任係長	4	7
管理者級能力開発講座	管理者のマネジメント概論等	新任課長補佐	5	10

管理者級研修	政策形成・評価等	新任課長	5	8
各種専門研修	法規、財務、税務等	担当職員	8	11
内訳	財産管理	担当職員	1	2
	接遇	担当職員	1	1
	広報	担当職員	1	1
	クレーム対応	担当職員	1	1
	財務事務	担当職員	1	2
	契約事務	担当職員	1	1
	法務事務	担当職員	1	2
	公営企業事務	担当職員	1	1
個人情報	個人情報の取扱	全職員	3	554
職員講座	行政課題等	希望職員等	19	569
行政視察研修	行政課題等	担当職員	3	4
甲種防火管理者講習	防火管理者養成	担当職員	2	9
派遣研修	国土交通省	担当職員	1	1
派遣研修	岩手県後期高齢者医療広域連合	担当職員	1	1
派遣研修	岩手大学	担当職員	1	1
派遣研修	聖学院大学	担当職員	10	1

2. 人事評価の状況

当市では、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から職員の能力評価及び業績評価に基づく人事評価制度を実施しています。

対象職員		一般職、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員
評価期間		毎年４月１日から翌年３月３１日まで
評価方法	能力評価	職階ごとに定められた評価項目及び行動／着眼点について、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を評価します。
	業績評価	職員が設定した業務目標の達成度及びその他の業績について評価します。
評価結果の活用		任用への反映や人材育成に活用しています。

Ⅶ 福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の健康診断の状況（令和7年度）

（単位：件）

健康診断の種類	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
胃部検診	434	291	67.1
生活習慣病予防健診	529	517	97.7
胸部検診	529	512	96.8
大腸がん検診	433	400	92.4
乳がん検診	193	147	76.2
子宮がん検診	247	172	69.6

2. 職員の福利厚生に関すること（令和7年度）

内 容	備 考
・ ライフプラン支援事業（各種セミナー、講座の開催） ・ 厚生事業（体育行事などへの助成） ・ 元気回復事業（各種イベントの開催） ・ 給付事業（結婚・出産祝金、弔慰金など）	岩手県市町村職員健康福利機構に委託

3. 公務災害補償の状況

（1）公務災害の状況（令和7年度）

（単位：件）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		

0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

(2) 通勤災害の状況 (令和7年度)

(単位: 件)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

VIII 行政委員会の状況

1. 行政委員会 (特別職) の報酬等の状況 (令和8年4月1日現在)

行政委員会 区分	役職名	定数	任期	報酬 区分	報酬額	備 考
教育委員会	教育長	1	3年	月額	548,000円	
	委員	4	4年	年額	600,000円	
選挙管理委員会	委員長	1	4年	年額	432,000円	
	委員	3		年額	360,000円	
監査委員	議会選出	1	4年	年額	396,000円	
	代表監査委員	1		月額	240,000円	
農業委員会	会長	1	3年	年額	456,000円	
	会長代理	1		年額	348,000円	
	委員	8		年額	324,000円	
	農地利用最適 化推進委員	5		年額	324,000円	
固定資産評価 審査委員会	委員	3	3年	日額	5,000円	開催都度支給

2. 行政委員会の職務

※行政委員会：地方公共団体の行政機関のうち、専門的、中立的な分野を担当する執行機関として、市長への権限集中の排除及び住民の行政参加の促進という観点から、一般行政権からある程度独立して一部の行政権を担当し、自ら特定の行政の執行にあたっている。
釜石市では、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の5つを設置している。

【教育委員会】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する機関。

(令和8年4月1日現在)

役職名	氏 名	任 期	備 考
教育長	高橋 勝	R7. 10. 1～R10. 9. 30	
教育長職務代理者	佐野 茂樹	R7. 10. 1～R11. 9. 30	
委員	齊藤 敦子	R8. 4. 1～R9. 9. 30	
委員	花輪 妙子	R6. 10. 1～R10. 9. 30	
委員	中田 義仁	R4. 10. 1～R8. 9. 30	

【選挙管理委員会】

公職選挙法関連、地方公務員法などの法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体、その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する機関。

(令和8年4月1日現在)

役職名	氏 名	任 期	備 考
委員長	神林 知明	R6. 4. 5～R10. 4. 4	
委員長職務代理者	赤崎 剛	R6. 4. 5～R10. 4. 4	
委員	藤原 政子	R6. 4. 5～R10. 4. 4	
委員	佐藤 道子	R6. 4. 5～R10. 4. 4	

【監査委員】

普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に関わる事業の管理を監査する機関。

(令和8年4月1日現在)

役職名	氏 名	任 期	備 考
代表監査委員	佐々木 勝	R5. 4. 1～R9. 3. 31	
監査委員（議員）	山崎 長栄	R5. 10. 1～R9. 9. 10	

【農業委員会】

農業委員会法、農地法などの法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する機関。

(令和8年4月1日現在)

役職名	氏 名	任 期	備 考
会長	佐々木 耕太郎	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
会長職務代理者	鹿沼 久悦	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	佐々木 智勇	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	二本松 誠	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	小笠原 房子	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	宮田 キナエ	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	佐々木 かよ	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	柏木 幹彦	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	鈴木 賢一	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	小笠原 成幸	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
農地利用最適化推進委員	久保 公正	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
農地利用最適化推進委員	藤原 英彦	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
農地利用最適化推進委員	川崎 公夫	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
農地利用最適化推進委員	藤原 吉秀	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
農地利用最適化推進委員	小澤 修	R7. 4. 1～R10. 3. 31	

【固定資産評価審査委員会】

地方税法などの法律の定めるところにより、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を執行する機関。

(令和8年4月1日現在)

役職名	氏 名	任 期	備 考
委員	小井土 祥子	R7. 4. 1～R10. 3. 31	
委員	竹澤 隆	R8. 4. 1～R11. 3. 31	
委員	山崎 功	R6. 1. 1～R8. 12. 31	